

議案第65号	三田市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
商工観光振興課	市内事業者による企業立地促進地区への進出に際しての適用条件を緩和する等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】 本条例は、市内の企業立地促進地区への企業立地を促進するため、地域の環境と調和し、持続的な成長が見込める業種を行う事業所に対し必要な優遇措置を講じることにより、市勢の振興及び地域経済の発展を図ることを目的とし、平成14年12月27日から施行している。

今回、市内事業所による企業立地促進地区への進出に際しての適用要件を緩和するに当たり、当該条例を改正しようとするもの。

【改正背景】 これまで条例第2条第2号に規定する特定事業を行う市内事業所の企業立地促進地区への進出については、既存施設に加えて新たな施設を設置する場合等を該当要件としてきたが、企業の海外移転や国内施設の統廃合、過熱する自治体間の企業誘致競争など、近年の企業誘致環境はますます厳しい状況となっている。

このような中、兵庫県の産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例では県内移転制限を撤廃（平成17年4月1日）してきたところである。

こうしたことから、本市においても市内移転を制度対象とし、市内の雇用の場の確保、市内投資促進、地域経済の基盤維持並びに県条例との併用による相乗効果により企業立地競争力の向上を図る必要があるため、条例の一部を改正するもの。

【関係法令】 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）

都市計画法（昭和43年法律第100号）

三田市市税条例（昭和32年三田町条例第12号）

三田市都市計画税条例（昭和39年三田市条例第4号）

【改正内容】 対象区分の追加及び見直し【第2条・第5条関係】

① 増設

（現行）企業立地促進地区内の事業所の事業拡大



（改正案）企業立地促進地区内の同一敷地における事業所の事業拡大

【企業立地促進地区内の他の区画における事業拡大は新設とする。】

② 新設（市内に事業所を有する者）

（現行）既存施設の廃止を伴わない施設の設置



（改正案）【新設】既存施設の廃止を伴わない施設の設置（現行どおり）

項目の追加（既存施設を廃止して新たな施設を設置）

【移設】事業規模の著しい縮小を伴う場合を除き対象

【改正後の適用区分】

地区名	資産取得に要した費用	適用期間		
		新設	増設	移設
テクノパーク		3年	3年	3年
インダストリアルパーク				
第二テクノパーク	3億円以上	5年	5年	3年

【施行期日】 公布の日

【予算措置】 なし